

平成29年（行ク）第263号

（本案事件：平成27年（行ウ）第700号 日米合同委員会議事録不開示決定
取消請求事件）

申立人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

相手方 国

主張書面（3）

2018（平成30）年9月19日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

申立人訴訟代理人

弁護士 近 藤 卓 史

同 二 関 辰 郎

同 牧 田 潤 一 朗

同 秋 山 淳

同 神 谷 延 治

同 加 賀 山 瞭

同 小 野 高 広

第1 はじめに

相手方は、被告準備書面（6）において、本件各対象文書に言及する相手方主張部分を撤回したことを前提に、本件各対象文書に言及する相手方の主張は一切存在しないこととなったため、本件各対象文書が民訴法220条1号の引用文書に該当する余地はなくなり、本件各対象文書の証拠調べの必要性もなくなったことは明らかであると主張している（相手方平成30年4月23日付文書提出命令申立てに対する意見書（4））。

しかし、相手方は現時点においても従前の主張を撤回したとはいえず、本件各対象文書の引用を続けているというほかない。そして、本件各対象文書に証拠調べの必要性もある。

以下、順に述べる。

第2 相手方が従前の主張を撤回せず、本件各対象文書の引用を続けていること

1 主張撤回前の相手方（被告）の主張

相手方は、被告準備書面（6）において従前の主張部分を撤回したとするまで、本件各対象文書を引用した上で、本件不開示決定2に先立って米国の意思を確認した結果米国が本件文書2の開示に同意しない旨の立場を示したことを、情報公開法5条3号に該当すること、及び本件不開示決定2に国賠法上の違法性がないことの根拠として主張していた。

すなわち、相手方は、被告準備書面（5）第2、3（5頁）において、本件各対象文書を引用したうえで、同4（6頁）において「本件開示請求を受け、確認のために外務省において米国に意見を求め、その際、別件訴訟で同内容の文書を証拠提出していることについても確認した上、不開示とすべき旨の回答を得た」と主張して、本件文書2が情報公開法5条3号に該当し職務上の注意義務違反がないことの根拠としていた。

2 主張撤回後の相手方（被告）の主張

相手方は、被告準備書面（６）において本件各対象文書に言及する相手方主張部分を撤回したとし、そのうえで、被告準備書面（８）第２（４頁）において、本件文書２に記載された情報が情報公開法５条３号に該当するための要件は、①本件合意が存在したこと、②本件不開示決定２の時点で公表に係る米国の同意がなかったことの２点であり、本件不開示決定２に先立って米国の意思を確認することは同号に該当するための要件ではないとし、本件文書２が、同号に該当しないと判断された場合における本件不開示決定２の適法性については、申立人（原告）に国賠法上保護される利益が認められないことを除いて主張しない、と主張するに至った。

3 相手方が従前の主張を撤回していないこと

しかしながら、相手方は、「本件不開示決定２に先立って米国の意思を確認した結果、米国が本件文書２について開示に同意しない旨の立場を示した」との主張をし続けている。

すなわち、相手方は、被告準備書面（８）第３、３、（１）、イ（１１頁）において、「外務省は、米国政府に対し、本件文書２の開示に関する意見を求めました」との記載がある陳述書（乙２７）を引用したうえで、「平成２７年４月３０日付けの本件開示請求に対しても、本件文書２について米国から開示に同意しないとの立場が示され、これを受け平成２７年６月３０日付けで本件不開示決定２がされた」と主張している（同ウ（１４頁）にも同様の主張がある）。

この主張からすれば、「本件不開示決定２に先立って米国の意思を確認した結果、米国が本件文書２の開示に同意しない旨の立場を示した」との主張を現時点でもなお維持し続けているというほかない。

相手方としては、同部分は、外務大臣が本件不開示決定２を行った時点において、公表に関する米国の同意がなかったことを裏づける事実として、主張しているようであるが、事実の主張がなされている以上、裁判所が同事実

を本件不開示決定2の国賠法上の違法性を判断するための事実としてとりあげること何ら妨げられない。結局相手方は、「本件不開示決定2に先立って米国の意思を確認した結果、米国が本件文書2の開示に同意しない旨の立場を示した」との主張を撤回したとはいえない。

4 本件各対象文書の引用を続けていること

(1) そして、被告準備書面(5)における主張内容及びすでに取調べ済みの陳述書等の書証(乙21、乙22の1ないし2、乙25)からしても、本件不開示決定2に先立ち米国の意思を確認する過程で、岡田事務官とフロスト事務局長との間で本件各対象文書のメールのやりとりがなされたことは明らかである。

相手方は、乙21、乙22の1ないし2、及び乙25が全て取調べ済みであるなかで、「本件不開示決定2に先立って米国の意思を確認した結果、米国が本件文書2の開示に同意しない旨の立場を示し」との主張をし続けているのであるから、現時点においても、本件各対象文書を自己の主張を裏付けるために引用しているというほかない。

(2) なお、相手方の主張には、本件各対象文書自体の引用の撤回の主張も含まれていると考えられる。

しかし、民訴法が引用文書の提出義務を認めているのは、訴訟で文書を引用して証拠として自分の主張の裏付けに引用した以上は、相手方より申立てがある限り、文書の所持者にその文書を提出させ、これを相手方に利用させることが公平であるからであり、また当事者が当該文書を引用している以上、当該当事者は秘密保持の利益を放棄したとみなされるからである。このことから、ひとたび訴訟において引用した文書について、同文書の引用を撤回して、引用文書としての提出義務を免れることはできない。

門口正人「民事証拠法体系第4巻各論Ⅱ」も、「いったん引用した以上、後に引用を撤回したとしても、引用文書の提出義務を免れることはできな

い」(104頁)としており、引用の撤回により引用文書の提出義務を免れることはできないことを明言している。

5 小括

以上のとおり、相手方は従前の主張を撤回しておらず、本件各対象文書の引用を続けていることは明らかである。

第3 本件各対象文書に証拠調べの必要性があること

第2で述べたとおり、相手方は、現時点においても、「本件不開示決定2に先立って米国の意思を確認した結果、米国が本件文書2の開示に同意しない旨の立場を示した」との主張をし続けているというほかなく、本案原告準備書面(5)第1で述べたとおり、同事実は本件不開示決定2の国賠法上の違法性の判断の基礎となる事実であることに変わりがない。

そして、被告準備書面(5)における主張内容やすでに取調べ済みの陳述書等の書証(乙21、乙22の1ないし2、乙25)からしても、岡田事務官とフロスト事務局長との間で、本件各対象文書のとおりメールでのやりとりがなされたことは明らかである。

本件不開示決定2の違法性を判断するうえで、決定前の外務省と米国政府のやりとりの内容が明らかにされることが必要であるところ(原告準備書面(5)第2、2、(5)(7頁))、外務大臣が本件不開示決定2をするにあたって岡田事務官とフロスト事務局長との間でやりとりされたメールはその最良証拠であり、証拠調べの必要性がある。

第4 民訴法220条4号に基づく文書提出命令の申立て

1 文書提出命令申立についての追加的主張

相手方の主張内容に鑑み、申立人は、仮定的に、文書提出の義務の原因として、民訴法220条4号に基づく主張を追加する。

申立人が本案原告準備書面（４）第１、１、２（２頁以下）で述べたとおり、外国との協議内容は基本的に不開示とすることが当然の国際慣行であるとする相手方（被告）の主張はその前提が誤りであること、本件文書２は本件合意の対象外であること、本件文書２の内容にかかわらず不開示とする約束のみをもって不開示を正当化することはできないこと、本件文書２と同内容の文書が別件訴訟で提出され閲覧制限もされていないことからすれば、本件各対象文書は民訴法２２０条４号ロの文書に該当せず、相手方には文書提出義務がある。

そして、前記第３で述べたとおり、本件各対象文書には証拠調べの必要性もある。

２ インカメラ手続（民訴法２２３条６項）の求め

申立人は、裁判所が、インカメラ手続（民訴法２２３条６項）により、相手方に本件各対象文書を提出させたうえで、本件各対象文書の民訴法２２０条４号ロ該当性につき判断するよう職権の発動を求める。

以 上